

公益財団法人地球環境戦略研究機関

公 募 要 項

公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)では、1998年の設立以来、アジア太平洋地域の持続可能な発展に貢献することを使命とし、国際機関、国内外の政府機関、地方自治体、民間企業、研究機関と連携して政策研究を行っています。

研究成果を実際の政策決定に反映させるため、学術的な研究と実際の政策形成プロセスを結びつける活動を行い、世界でも高い評価を受けています。

今般、今後の活動において、共に IGES の使命を実現する熱意と実行力のある人材を募集いたします。

【公募ポジション】(正職員)

パリ協定6条実施パートナーシップセンター 二国間クレジット制度(JCM)担当
プログラスマネージャー 又は
研究員(アソシエイトスタッフ) 1名

※マネージャーは、各種業務について自ら判断し、研究員を指導しながら実行していく責務を担います。研究員は、マネージャーによる指示の下で業務の実務を担います。

業務内容	<ul style="list-style-type: none">➤ JCM グローバル・パートナーシップの開催等を通じたパートナー国の政府や民間企業等に対するJCMの理解促進、普及啓発。➤ JCM ビジネスマッチングセミナー等の開催を通じた民間企業のJCM実施支援➤ パリ協定6条に沿ったJCMの実施支援、途上国への能力開発支援、国際的な炭素市場の理解促進。➤ JCMに関する6条報告の作成、方法論の作成・改訂作業、持続可能な開発評価ツールの活用支援など➤ 業務実施のために必要となる関係機関(環境省及び日本政府、パートナー国政府、国内及び海外の国際機関や企業等)との調整➤ 業務実施のための国内外でのワークショップ等(オンライン含む)の開催 <p>研究員の方が業務を実施するに際しては、マネージャーが丁寧にキャパシティビルディングをいたします。</p>
------	---

【パリ協定6条実施パートナーシップセンターの活動概要】

2023年4月に開催されたG7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合において、パリ協定6条(市場メカニズム)の実施を支援するため「パリ協定6条実施パートナーシップセンター」(6条センター)がIGESに設立されました。本センターは、国際的な連携の下、パリ協定6条の理解促進や研修の実施等、各国の能力構築を支援する活動を推進しています。

パリ協定6条に沿って実施されている二国間クレジット制度(JCM)は、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じて、温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、その貢献分を定量的に評価し、削減クレジットを両国で分け合うことで、双方の国が決定する貢献(NDC)の達成や引

き上げに貢献する仕組みです。現在、32カ国のパートナー国とJCMを構築しています。本業務では、JCMの下での企業が実施する温室効果ガス削減や吸収量を促進する事業（再生可能エネルギーやエネルギー効率向上、森林など自然由来の削減・吸収）の促進や6条に沿ったJCMの実施に必要な国連への報告や排出削減を特定する方法論、持続可能な開発への貢献等に関するパートナー国の支援業務を行います。本業務を通じて、パリ協定の1.5度目標（2050年までのネットゼロ）に向けて、日本やパートナー国の政府や民間企業、国際機関（UNFCCC事務局、アジア開発銀行やUNIDO）、NGOなどと一体となって取り組む国際協力の枠組みに携わることができます。

【必要な資格・技能】

- 何事も謙虚に学び、目標の達成に向けて自ら考え行動を通じて貢献をすること。
- 日本語及び英語によるビジネス文書作成及びコミュニケーションが可能であること。
- 学士号以上の学位

【雇用条件】

契約期間	原則として着任の日から第9期終了時（2029年6月）まで （4年の研究期毎に更新の機会があり、これまでも多くの方が審査を経て、更新されています。）
試用期間	試用期間あり（6カ月）
就業場所	葉山本部：神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11
就業時間	9:30～18:00
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日、年末年始(12月29～31日及び1月2～3日)
労働形態	専門業務型裁量労働制 ※添付参照
賃金	年俸額 プログラムマネージャー（シニアスタッフ）：550万円～ 研究員（アソシエイトスタッフ）：400万円～ ・責任・職務に応じ、経験・業績及び専門性を勘案し、所内規定に基づき支給 ・業績結果は業績賞与に反映
加入保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
雇用形態	有期雇用契約
休暇	・年次有給休暇 20日を付与 ・夏季休暇、他に特別休暇として療養休暇等を所内規定により付与
手当等	・所内規定に基づき各種手当（通勤手当、住宅手当、退職手当等）を支給 ・赴任旅費を規定により支給
在宅勤務	・在宅勤務率上限 50%（在宅勤務地は、基本的に自宅）
その他	受動喫煙を防止するための措置：屋内禁煙 障碍等により配慮が必要な方は、個別にご相談ください。

【応募方法】

応募用紙 **IGES Application Form** を公募サイトからダウンロードして英語で入力し、以下の添付書類とともに、IGES 人事担当 recruit-iges9phase@iges.or.jp に E メールにより提出してください。

(公募サイト：<https://iges.or.jp/jp/about/employment>)

- * IGES 指定の応募用紙による応募のみ受け付けております。
- * 応募資料は原則として返却いたしません。
- * 書類選考された場合、追加書類の提出をお願いすることがあります。

1. 提出書類

- Application Form (英語)
- 自己紹介文 (日本語で、自己アピール及び応募ポジションにどのように貢献できるかを記載) (A4で2枚以内)
- 次のいずれか1つのテーマに関する小論文 (テーマ：①パリ協定6条とJCM、②パリ協定6条と国際炭素市場) (A4で2枚以内)

2. 推薦状

本人以外からの推薦状 (様式自由) 1 通。 recruit-iges9phase@iges.or.jp 宛に、1 次面接までに (推薦人から) 直接送付下さるようお願いしてください。

3. 公募締切 採用者決定次第終了

応募書類到着順に書類選考を開始し、公募締め切り前に採用者が決定した場合、その時点で公募を終了します。

4. 選考方法

書類選考の後、対面 (IGES 本部又は東京事務所) あるいはウェブによる一次選考を行います。一次選考を通過された方には、IGES 人事委員会が最終選考をおこないます。

5. 問い合わせ先

IGES 人事担当 recruit-iges9phase@iges.or.jp

- * お問い合わせは E メールをお願いいたします。

添付

専門業務型裁量労働制について

専門業務型裁量労働制とは、業務の性質上その遂行方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるものについて、実際に働いた時間ではなく労使間の協定で定めた時間（「みなし労働時間」）によって労働時間を算定する制度です。この制度を特定の専門職（研究職を含む）に導入し、勤務時間を労働者の裁量に委ねる代わりに労働の質（成果やサービス）により業績を評価します。IGES では、同システムを 2003 年より研究職に導入しています。

IGES においては、1 日の「みなし労働時間」を労使協定で「7.5 時間（昼食休憩 1 時間を除く）」としていますが、同制度において職員は上長の指示のもと、実際の労働時間に関わらず 7.5 時間に相当する労働の成果や責任を指定の事業場で遂行することが求められます。また出張・テレワーク時を除き、職員が出勤しない場合は欠勤とみなされます。